

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する
法律の一部を改正する法律の施行に伴う
学級編制の標準に関する経過措置に関する政令【概要】

趣旨

- 小学校等の学級編制の標準を 40 人から 35 人に引き下げるための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正に伴い、所要の経過措置を定めるもの。

概要

- 学級編制の標準に関する経過措置
 - (1) 令和 3 年度において学級編制の標準を 40 人とする学年を定めること
今回の小学校の学級編制の標準の引下げについては、少人数学級の計画的な整備を行う観点から、改正法附則第 2 条第 1 項において令和 7 年 3 月 31 日までの間、第 2 学年から第 6 学年まで段階的に 35 人とすることを旨として、毎年度政令で定める学年については、40 人とするとしており、令和 3 年度はその学年を第 3 学年から第 6 学年までとする。
 - (2) 関係政令の規定について所要の読替えを行うこと

施行期日

- 令和 3 年 4 月 1 日とする。

(参考)

◎学級編制の標準の引下げに係る計画

年度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
学年	小 2	小 3	小 4	小 5	小 6

◎令和 3 年度の学級編制の標準

学年	小 1	小 2	小 3	小 4	小 5	小 6
学級編制の標準	35	35	40	40	40	40